



循環研通信
No.49
2018 April

核の平和利用(原発)の幻想

循環研理事 田中宏二郎

はじめに

平昌オリンピックの話題に隠れ森友・加計問題の究明はうやむやのままとなり、それにもまして3.11 福島原発事故はその後の状況のニュースも少なく、責任の所在も曖昧なままに推移している。事故から7年もたとうとしているのに福島原発事故の教訓を生かした取り組みはどこまで進んだのであろうか。事故直後には原子力・エネルギー政策の抜本的見直し機運があったものの今やその意欲も見当たらない。

これに対して、当時内閣府原子力委員会の委員長代理を務めていた（今はその職責にない）鈴木達治郎氏は近著で「世界は今、核兵器の廃絶に向けて、しっかりと動き始めている。今こそ、日本の核抑止依存政策を見直し、同時に核燃料サイクル政策を見直す必要がある」と述べている（注1）。そこであらためて核問題を再考し論点を明らかにしていきたい。

1. 「核の傘」の虚構

昨年（2017年）7月に「核兵器禁止条約」が国連本部で採択され、核兵器の開発・実験・生産・取得・移譲・保有・使用などを幅広く禁じ、また使用をちらつかせての威嚇も明示的に禁止することを打ち出し、同年9月20日には署名式典が開かれて署名は50カ国に達した。

そして同年12月には、これを推進してきた国際NGO「核兵器廃絶国際キャンペーン（ICAN）」

にノーベル平和賞が授与された。

日本はこれまで国連総会の場において核兵器廃絶決議を継続的に提出し多数の賛成で採択されてきたが、この条約に関しては現実的な進め方ではないとの認識で、「核兵器禁止条約には署名・批准は行わない」として米国の「核の傘」の下での核抑止にこだわる態度をとっている。

CONTENTS

- P1 核の平和利用（原発）の幻想 循環研理事 田中宏二郎
 P6 平和をつくる環境戦略 循環研代表 久米谷 弘光
 P14 エネルギー基本計画及びエネルギー政策に関する意見・要望 循環型社会研究会
 P16 春夏秋冬 風月

このような流れの中で、アメリカのトランプ政権は今年（2018年）2月2日に新核戦略指針「核体制の見直し（NPR）」を発表した。その要旨は、ロシアや中国の核近代化の動き、北朝鮮の違法な核・ミサイル開発、イランの核開発能力の保持のもとに、米国はかつてないほど広範で高度な核の脅威に直面しているとの認識を示し、核の役割と数を減らしていくとしたオバマ前政権の決意から核の役割と能力を拡大する姿勢を鮮明に打ち出した。具体的には以下に示すように大陸間弾道ミサイル（ICBM）、潜水艦発射弾道ミサイル（SLBM）、戦略爆撃機の核の三本柱を近代化し、多様な状況に適合した柔軟な核戦力を整備する方針である。

- ①SLBM に搭載する低爆発力の小型核弾頭を導入する
- ②海洋発射型の核巡航ミサイルの研究開発を進める
- ③戦略爆撃機の核攻撃能力を向上し、必要に応じて北東アジアに派遣する
- ④包括的核実験禁止条約（CTBT）批准は不支持とする

そして「核の先制不使用政策は適正でない」として、相手からの攻撃が核によらない場合でも米国は核を使うこともあり得ると明記している。

この新核戦略指針について日本の河野外相は、NPR は米国による核抑止力の実効性の確保と我が国を含む同盟国に対する拡大抑止へのコミットメント（関与）を明確にしたとして、「我が国は非核三原則を堅持する立場から米国の核の抑止に頼らざるを得ないので、これを高く評価する」と述べている。しかし米国の核戦力増強は逆に中口の軍拡をさらに加速させ、また小型核兵器の使用を示唆することは核抑止力が強化されるという証拠とは何らならない。むしろ核と通常兵器と区別がつきにくくなれば偶発的な軍事衝突の中で核の使用のリスクを招き核戦争に至る恐れが高まる。日本にとっては地政学的にも極東の緊張が高まれば

核の攻撃を容易に受けてしまうということをよく認識する必要があるだろう。

2. 核兵器と原発とは被爆と放射能汚染のリスクを抱える双生児

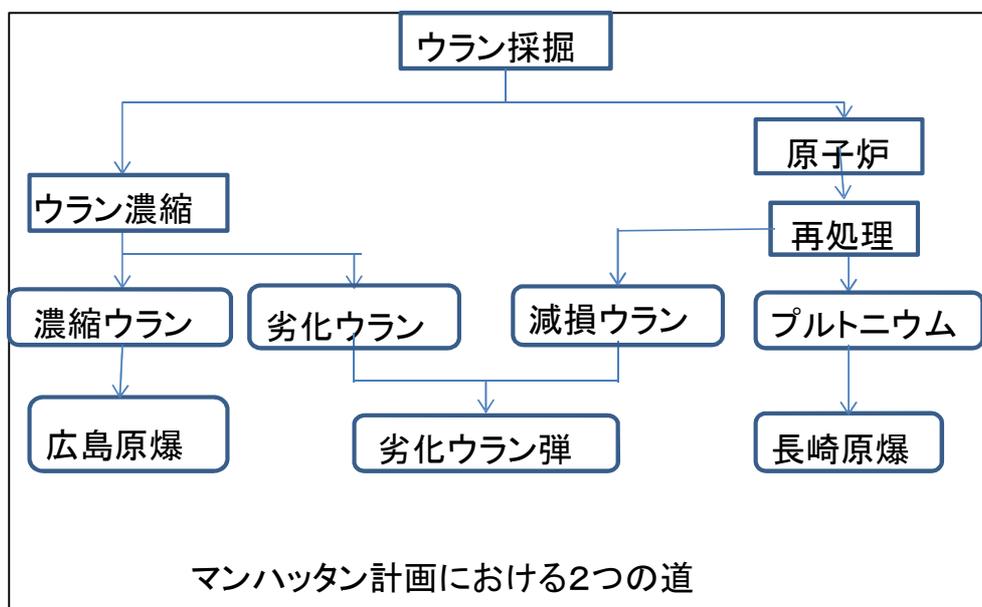
戦前、ナチスドイツが原発開発を先行させることを恐れた米国は、人里離れた場所に秘密都市をつくり、5万人を超える科学者・労働者を閉じ込めて原爆製造計画「マンハッタン計画」を進めてきたことはよく知られている。その結果、1945年夏に3発の原爆が作り出され、1発は米国の砂漠アラモゴルドで実験に使われたが、残り2発が日本の広島、長崎に投下された。この開発過程において、核爆発の方策としてウラン濃縮によるものとプルトニウム利用という2つの方法があることが明らかになり、前者は広島原爆、後者は長崎原爆となった。

自然界にはウランは天然では核分裂が起きにくいウラン 238（U238）が 99.3%を占めており、核分裂性のウラン 235（U235）はわずか 0.7%しかない。ウラン濃縮とは U235 の濃度を高める分離作業のことで、核兵器で使用するには濃縮度 90%とされるが、20%以上でも「高濃縮ウラン」と呼ばれて核兵器使用が可能とされている。一方、普及している原子炉（軽水炉）で用いられている燃料は U235 を 3~5%程度に濃縮したもので、「低濃縮ウラン」と呼ばれている。また、プルトニウムは天然には存在しない人工放射性元素で、ウランの原子炉内での中性子照射等によって生成され、使用済み核燃料から「再処理」によって回収される。原発は広島原爆を作るために開発されたウラン濃縮技術や長崎原爆を開発する過程で作られた原子炉と再処理技術を戦後、平和利用と称して流用されたものであり、次図で明らかのように原爆と原発は双子の間柄であることが分かる。

原発は、火力発電がボイラーで石油、石炭や天然ガスを燃やして水を沸騰させ、その蒸気を使って発電タービンを回して電気を作っている原理と

仕組みは基本的に変わらない。ボイラーの代わりに圧力釜を用い、その中でウラン燃料を核分裂させて沸騰水をつくるメカニズムになっているだけである。大きく違うところは、核分裂によって大量の放射性廃棄物（死の灰）が作り出されるところに根本的な問題を抱えている。

した（当時の改進黨の予算委員が中曾根康弘であったことから、これが「中曾根原子力予算」と呼ばれている）。その提案趣旨説明では「原子兵器を理解しこれを使用する能力を獲得するために原子炉を築造し青少年を訓練すること」がこの予算の目的と述べられていた。



学術会議はこれを問題視し、同会議からは原子力の軍事転用を防止すべき三原則（自主・民主・公開）が提示された。この結果、後に制定された原子力基本法ではこの原則は取り入れられたが、核技術利用については将来の核兵器転用への含みも潜んでいた。1956年には原子力関連法案（原子力基本法、原子力委員会設置法、核原料物質開発促進法、原子力基本法、原子燃料公社法、放射線障害防止法）などとともに「科学技術庁法」が国会に提案され、科学技術庁が原子力推進を主要な任務として設立された。同じ頃ビキニ被爆事件が起こり大きな反核運動へと展開したため、アメリカは反米運動が発展するのを恐れ日本に対するウランの提供を承諾。日本政府は米国の「平和のための原子力」政策の恩恵を取り込みたい思惑の下に「日本政府はアメリカの責任を追及しない」と確約して日米原子力協定が調印された。日本はこれを契機として本格的な原子力開発の時代に入り、表向きは「核兵器は悪、原子力平和利用は善」との世論が形成された。

出所) エントロピー学会 第23回シンポジウム
 (2005年 広島)「核と原子力は同じもの」
 小出裕章氏の投稿記事

3. 日本の核政策に潜む闇

戦後、ソ連も核開発に成功し、つづいて英・仏・中国も核兵器保有国となり、米ソの核開発競争はエスカレートしていった。アメリカは核の脅威を管理する機構の必要性に迫られ、その見返りとして1953年12月にアイゼンハワー大統領が「平和のための原子力（アトムズ・フォー・ピース）」と題する演説を国連総会で行い、アメリカは核開発情報を公開して原子力発電普及のために積極的に原子炉技術を世界に輸出する政策を打ち出した。

日本政府はこの政策の恩恵を受けるべく日本としての核技術開発を推進するために、1954年3月に保守三党が科学技術振興追加予算として原子炉築造のための2億3500万円を予算委員会に提出

料物質開発促進法、原子力基本法、原子燃料公社法、放射線障害防止法）などとともに「科学技術庁法」が国会に提案され、科学技術庁が原子力推進を主要な任務として設立された。同じ頃ビキニ被爆事件が起こり大きな反核運動へと展開したため、アメリカは反米運動が発展するのを恐れ日本に対するウランの提供を承諾。日本政府は米国の「平和のための原子力」政策の恩恵を取り込みたい思惑の下に「日本政府はアメリカの責任を追及しない」と確約して日米原子力協定が調印された。日本はこれを契機として本格的な原子力開発の時代に入り、表向きは「核兵器は悪、原子力平和利用は善」との世論が形成された。

日本の核技術開発の推進においては、読売新聞社主であった正力松太郎氏が原子力による産業革命と保守合同を掲げて原子力の推進に努め、1955年8月にはジュネーブで開かれた「原子力平和利用国際会議」には4党調査団が参加し超党派的に

国策としての原子力開発路線が築かれていった。

‘57年に総理に就任した岸氏は、国会で「自衛のためであれば核兵器を保有することは合憲である」と発言し、「原子力技術は平和利用にせよその技術が進歩するにつれて兵器としての可能性は自動的に高まってくる。日本は核兵器を持たないが潜在的可能性を高めることは必要である」と回顧録でも述べており、これが現在に至るまで国の見解として定着していると思われる(注2)。日本は1988年にはウラン燃料の濃縮や使用済み燃料の再処理を一括で認められる特権も得て、その流れでプルトニウムを使う高速増殖炉計画が立てられ、原型炉「もんじゅ」の開発、原発で使った核燃料を再処理してプルトニウムを取り出して燃料として再利用する「核燃料サイクル」を国策として掲げている。さらに「もんじゅ」の燃料を供給するために青森県六ヶ所村に大規模な再処理工場も建設している。

ところで日本の電力供給は1951年に9電力体制が成立して電力会社は地域独占が認められ、高度成長期の電力需要を賄おうと原発建設が進められた。特に‘73年のオイルショック以降は脱石油としての原発が国策となり、さらに電力料金の総括原価方式が導入されて原発建設に拍車がかかった。この電力料金方式は、原発建設・運用に必要な経費に別途算定される利潤を加えた金額を電気料金として算定するもので、利潤の計算は電力会社が保有する資産の何%かを利潤として上乗せする仕組みになっている。このためコストを無視して原発を作ってもそれは全て利潤に反映されるので原発建設は加速し、この利権に引き寄せられて政・官・財・学・労働界を巻き込む巨大な「原子力村」と称される利権構造が形成されてきた。同時に電源三法による交付金によって「金〈カネ〉」によって地方を服従させるとする強固な影響基盤も築かれてきた。これらの仕組みや構造が3.11原発事故の責任をあいまいにただけでなく、その後のエネルギー政策の見直しも合理的判断や倫理

観を不透明にし、国民多数の「原発ゼロ」の意見が強いにもかかわらずないがしろにさせている。

4. 核の平和利用（原発）の大きなジレンマ

日本は唯一の原爆被害を受けた国である上に、‘60年代に入って原子力平和利用を表看板にして原子力エネルギー利用を国策として推進して、国内では「労働者被爆」を生み出し海外ではウラン採掘による放射線被害者を作り出している。さらに3.11福島原発事故によって福島県の15万人にも及ぶ人が他の土地への避難を強いられ、住み慣れた土地や仕事を失った人々からは数多くの自殺者も出ており、事故後には従来の発生率よりも数十倍の数の小児甲状腺ガンがみついている。また農畜産・漁業の分野についても風評も交えて放射能に汚染されたことによる被害が多く出ている。

このような負の側面がある中で、「核の平和利用」の裏側では「核兵器開発」も選択肢との一つとできる核技術の向上が図られた。日本の核利用は日米原子力協定のもとに米国のコントロール下にあつて、原発によって生み出された生成物が核兵器の材料として転用されることは厳重に禁止されており、高速増殖炉やプルサーマル発電で消費することが条件となっているが、日本は今や「準核兵器保有国」と見なしうる状況にある。日本はこれまでに原発の運転によって生み出された使用済み燃料の一部を英仏に送って再処理してもらっており、また国内でも140トンの再処理能力をもつ東海再処理工場を1977年から運転して原爆の材料となるプルトニウムはすでに約47トン（原爆換算で2千発強相当）も所有している。この処理をどうするか、今後出てくる原発からの使用済み核燃料をどうするか、またその過程において発生する放射性廃棄物の処理をどうするか、多くの問題が未解決のままになっている。「もんじゅ」の開発がトラブル続きで実現の見通しが立たず2016年に廃炉が決定されたものの、現在でもMOX燃料

として燃やす一時しのぎの「プルサーマル計画」によって延命を図りプルトニウム政策を継続しようとしている。今年（2018年）7月には日米原子力協定は30年の満期を迎えるが、この協定は日米のどちらからも改定や再交渉の申し出がなければ自動延長されることになっており、目下のところ日米双方とも改定や交渉の意思はない。

5. 核廃絶の道

核の利用は軍事に止まらず民生においても数多くの核被害者を生み出し環境に大きな負荷を与えてきた。一方、日本は地殻構造上、東海・南海の大地震発生や火山爆発の確率は高まってきており、原発の安全神話も崩れ、トータルで捉えた時の原発の高コスト性等も明らかになってきており、原発利用を進めるメリットはなくなっている。また、将来世代に付けを残すような形で放射性核廃棄物（死の灰）は蓄積している。世界の潮流は脱原発の方向にあるにもかかわらず原子力村の利権構造が大きな阻害要因となって日本はその趨勢から取り残されようとしている。このような中で昨今の北朝鮮や中・ロの動向、米国内の事情や戦略の変化次第では米国の今後の意向によっては日本が核兵器保有に関わる危険性も出てきた。これを避け上記した諸要因を勘案すると、今や脱原発は必須の流れである。

ドイツは福島原発事故後の2011年に2022年までの脱原発を決定したが、それに先立って西ドイツでは1970年代から激しい反原発運動が展開されていた。その推進母体になったのは緑の党で、「底辺民主主義」と呼ばれる分権的な直接民主主義の理念によって徐々に支持層が拡大していった。このような土壌のもとに、2011年4月にはメルケル首相が「安全なエネルギー供給のための倫理委員会」を設置し、同年5月に「10年以内に原子力エネルギーから撤退できる」とする倫理委員会報告が提出されている。その要点は以下のとおりである。

- ①原発の安全性がいかに高くても事故は起こりうる
- ②いったん原発事故が起きると、他のどんなエネルギー源よりも危険である
- ③次世代に廃棄物処理などを残すことには倫理的に問題がある
- ④原子力より安全なエネルギー源が存在する
- ⑤地球温暖化問題もあるので、化石燃料を使うことは解決策ではない
- ⑥再生可能エネルギー普及とエネルギー効率化政策で、原発を段階的にゼロにしていくことは、将来の経済のためにも大きなチャンスとなる

ドイツでこのような政策決定ができたのは、反原発運動が市民運動、メディア、政治、司法、科学、行政等による「相互作用」が機能したからとの指摘がある。これに対して日本は強力な利権構造があり決定的に立ち遅れた状況にある。これを突破するには国民投票を実施するしかないとの意見（注3）もあり、今後どのように推移するかは予断を許さない。いずれにしても核廃絶に向けては先ずは情報を共有し意識のベクトルを合わせることが重要であり、今後どう取り組むか国民全員が問われている。

（注1）：「核兵器と原発」日本が抱える「核」のジレンマ 鈴木達治郎 著 講談社現代新書 2017年12月20日第1刷発行

（注2）：「日本の核政策史」藤田祐幸 エントロピー学会 第23回シンポジウム「核の60年—平和と軍事のはざま」（2005年 広島）の投稿記事

（注3）：①「脱原発の哲学」pp431~456 佐藤嘉幸、田口卓臣 著 人文書院 2017年7月20日 初版第二刷発行

②「原発と倫理 ドイツ脱原発倫理委員会報告の意義」吉田文和 Web 講座 2017年7月24日

平和をつくる環境戦略

循環型社会研究会 代表 久米谷 弘光

すでに戦前化しつつある日本社会

循環型社会研究会は昨年、15周年を迎えるにあたって「脱温暖化」、「脱原発」、そして「平和をつくる環境戦略」という3つの重点テーマを設定しました。ここでは三つ目の「平和をつくる環境戦略」について、中間報告的に活動経緯やここまでの議論や研究結果をご紹介します。

当初、このテーマについては、2015年の安倍政権による集団的自衛権行使を容認する安保法制の強行採決に対して、循環研としての反対意見をまとめることを目的としました。しかし、すでに日本社会は戦前の治安維持法下の社会のように過剰適応が進んでいることに気づきました。付度は中央官庁の外にも広がって、戦争や平和について議論することさえ自己規制する空気になっています。そうした空気が蔓延しているからこそ、戦争や平和について自由に話せる空気を取り戻すところから始める必要がありました。われわれは、循環研の理事会の中で少しずつ勉強し、議論することから始めました。

なぜ環境 NPO が戦争や平和について考えるのか

というわけで、なぜ私達のような環境 NPO が平和や戦争について考えるのかから検討しました。主な理由は三つです、ひとつ目の理由は、「戦争は人間を破壊する」からです。戦争はカオス（混沌）状態ですから正確な数字は分かりませんが、レスター・ブラウンの『地球白書 1999-2000』（1999）によると第一次世界大戦では約 2,600 万人、第二次世界大戦では約 5,300 万人、朝鮮戦争では約 300 万人、ベトナム戦争では約 230 万人の方が死亡されています。そして、兵士ではない非戦闘員の死亡が半分以上を占めています。もちろん、戦争による犠牲は死者数だけで測れるわけではありません。レイプ、拷問、略奪、あらゆる暴力や兵器が人間性を破壊します。我々

日本人は、先の大戦前において治安維持法下での理不尽な圧力のなかで、反戦や平和を語れなくなり、戦争への流れを止められなくなりました。戦時下では真実を知らされなくなり、海外の数々の戦地で、空襲で、原爆で、そして沖縄で多くの犠牲者を出し、一方、内外で取り返しのない加害者になってしまいました。その数々の死や苦悩と引き換えに、われわれは戦争の悲惨さと平和の尊さを知り、語り継いできたはずですが、戦時下においては、人間として環境保全などを語る基盤さえ与えられないのです。われわれが環境 NPO として環境保全や循環型社会やエココミュニティのあり方を語れるのは、平和や人間の理性や知性や人類愛を前提にしています。われわれが平和や戦争について考えるのは、環境活動の前提として必要不可欠なことなのです。

主な戦争による死者数

戦争	死者数	非戦闘員割合
第一次世界大戦	26,000,000 人	50%
第二次世界大戦	53,547,000 人	60%
朝鮮戦争	3,000,000 人	50%
ベトナム戦争	2,358,000 人	58%

資料：レスター・R・ブラウン「地球白書 1999-2000」（1999）

ふたつ目の理由は、「戦争は環境を破壊する」からです。ご存知の通り、太平洋戦争では広島・長崎に原爆が投下されました。また、ベトナム戦争では枯葉剤が使用され、湾岸戦争では油田が炎上、イラク戦争では劣化ウラン弾が使用されました。これらはどれも平時には考えられない大変な環境破壊です。

そして第三の理由としては、「いま日本の中で戦争に巻き込まれる政治状況がつけられている」からで

す。国内では安倍政権による安保法制の強行採決や憲法 9 条の改正などの動きが象徴的で、海外では北朝鮮の核ミサイル開発や、トランプ大統領による対北朝鮮との挑発合戦などの背景があります。

『コスタリカの奇跡』と『ZAN』

「平和をつくる環境戦略」の議論は、理事会での議論だけでなく、循環研内外の方々にご参加いただく、映画上映会と意見交換を組み合わせた循環研セミナーとして展開しました。参加者に基礎情報の共有として、映画を見てもらい、そのあとに意見交換するという形です。昨年は 2 回開催しました。上映した映画は 2 本です。

『コスタリカの奇跡～積極的平和国家のつくり方～』は、中米・コスタリカを舞台にした映画です。コスタリカは軍隊を

もたない平和国家です。中米は、内戦や国際紛争が北東アジア以上に激しい場所でした。コスタリカでは 1948 年に軍隊を廃止し、1949 年には平和憲法をつくりました。1980 年代には周辺国に内戦が広がる中、積極的永世非武装中立宣言をしました。アリヤス大統領は隣国と対話をすすめ、軍隊に頼らず、国際機関との関係を強化しながら国際的な関係性の中で平和を追求し、実際に 70 年間軍隊をもたない平和国家を維持しています。

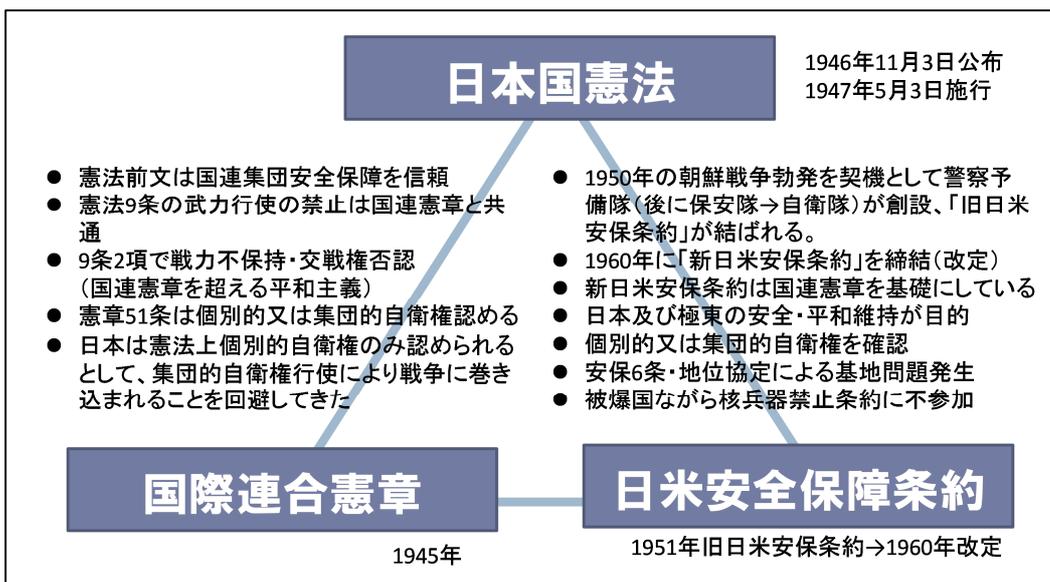
もうひとつは、中央区の「環境活動フェス 2017」と連動して『ZAN～ジュゴンが姿を見せるとき～』の上映を行いました。ZAN（ザン）は沖縄の言葉でジュゴンのことを意味しています。日本ではおそらく 10 頭くらいしかいないと言われています。そんな貴重なジュゴンのいる海、大浦湾が米軍辺野古基地になろうとしていることをテーマにした映画です。

この 2 回の上映会の後、検討資料を元に戦争や平

和について勉強し、意見交換を行いました。ここでは、その検討内容を少しご紹介します。

日本の平和法体系の三重構造

戦争や平和を考える際、日本人として、日本の平和法体系の三重構造を踏まえてトータルに考えなければなりません。つまり日本国憲法を中心としながらも、国際連合憲章や日米安全保障条約との相互補完関係や相互矛盾を踏まえて考える必要があります。



日本の平和法体系の三重構造

まず、日本国憲法と国連憲章の関係をみると、日本国憲法の前文には「日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであつて、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。」とあります。ここにある「平和を愛する諸国民の公正と信義」とは、国連憲章の第 1 条の目的や国連による集団安全保障を信頼していることだと解釈できます。また、憲法 9 条の武力行使の禁止は国連憲章の第 2 条に書かれている原則の項目と共通しています。そして 9 条 2 項で戦力不保持と交戦権の否認を表明しているのは、国連憲章を超える、世界に誇れる日本国憲法の平和主義です。

日本国憲法

第2章 戦争の放棄

第9条 日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。

2 前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。

国際連合憲章

第1条 国際連合の目的は、次のとおりである。

1. 国際の平和及び安全を維持すること。そのために、平和に対する脅威の防止及び除去と侵略行為その他の平和の破壊の鎮圧とのため有効な集団的措置をとること並びに平和を破壊するに至るおそれのある国際的の紛争又は事態の調整または解決を平和的手段によって且つ正義及び国際法の原則に従って実現すること。

2. 人民の同権及び自決の原則の尊重に基礎をおく諸国間の友好関係を発展させること並びに世界平和を強化するために他の適当な措置をとること。

3. 経済的、社会的、文化的または人道的性質を有する国際問題を解決することについて、並びに人種、性、言語または宗教による差別なくすべての者のために人権及び基本的自由を尊重するように助長奨励することについて、国際協力を達成すること。

4. これらの共通の目的の達成に当たって諸国の行動を調和するための中心となること。

第2条 (抜粋)

3. すべての加盟国は、その国際紛争を平和的手段によって国際の平和及び安全並びに正義を危うくしないように解決しなければならない。

4. すべての加盟国は、その国際関係において、武力による威嚇又は武力の行使を、いかなる国の領土保全又は政治的独立に対するものも、また、国際連合の目的と両立しない他のいかなる方法によるものも慎まなければならない。

そして、国連憲章 51 条は、「安全保障理事会が国際の平和及び安全の維持に必要な措置をとるまでの間」と限定して、「個別的又は集団的自衛権の固有の権利を害するものではない」と個別的自衛権と集団的自衛権を認めています。これに対して日本は憲法上、個別的自衛権のみ認められるとして、集団的自衛権の行使によって戦争に巻き込まれることを回避してきました。しかし、2015 年安倍政権の安保法制の強行採決により集団的自衛権の行使が容認されることになりました。

一方、日本国憲法と日米安全保障条約の関係をみていくと、まず、現在の日米安全保障条約の前身の「旧日米安保条約」(日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約)は、1950 年の朝鮮戦争勃発を契機

とした警察予備隊創設の翌年、1951 年に締結されました。旧条約はアメリカ軍が引き続き日本国内に駐留し続けることが骨子となっており、条約の期限はなく、日本の防衛義務は明言されていませんでした。また、内乱対応への言及もあつたため、防衛義務の明言や内乱条項の削除などを行った「新日米安保条約」(日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約)が 1960 年に締結、発効しました。

「新日米安保条約」(以下「日米安全保障条約」)第一条には「締約国は、国際連合憲章に定めるところに従い……国際連合の目的と両立しない他のいかなる方法によるものも慎むことを約束する。締約国は、他の平和愛好国と協同して、国際の平和及び安全を維持する国際連合の任務が一層効果的に遂行されるように国際連合を強化することに努力する。」とあります。日本国憲法も日米安全保障条約も、どちらも国連憲章や国連の存在を基礎にしていることがわかります。また、日米安全保障条約は、日本及び極東の安全・平和維持を目的としています。逆に言えば、日本と極東の安全平和維持ができれば日米安全保障条約はいらないといことになります。その証左として第十条には次のように記されています。

日米安全保障条約

第十条 この条約は、日本区域における国際の平和及び安全の維持のため十分な定めをする国際連合の措置が効力を生じたとき日本国政府及びアメリカ合衆国政府が認める時まで効力を有する。

もつとも、この条約が十年間効力を存続した後は、いずれの締約国も、他方の締約国に対しこの条約を終了させる意思を通告することができ、その場合には、この条約は、そのような通告が行なわれた後一年で終了する。

つまり、日米安全保障条約はすでに 10 年の有効期間は過ぎて、日米どちらかが条約終了の意思を伝えれば 1 年後に終了できます。問題は、日本区域における国際の平和及び安全の維持のための国連の措置が効力を生じていないことです。

個別的又は集団的自衛権については、日米安全保障条約の前文に「両国が国際連合憲章に定める個別

的又は集団的自衛の固有の権利を有していることを確認し」とあり、第3条には「締約国は、個別的に及び相互に協力して、継続的かつ効果的な自助及び相互援助により、武力攻撃に抵抗するそれぞれの能力を、憲法上の規定に従うことを条件として、維持し発展させる。」とあります。集団的自衛権を認めないとする憲法解釈とは矛盾しています。

日米安全保障条約の6条をもとに日米地位協定が定められています。これによって様々な基地問題が発生しています。そして、日本は被爆国ながら核兵器禁止条約に参加できませんでした。政府が日米安全保障条約とセットになっている「米国の核の傘」が必要と判断しているからです。

このように、日本国憲法と国連憲章、そして日米安全保障条約の3つを合わせて読んでみると、日本が本来目指すべき方向が見えてきます。日本国憲法が示している方向は、自衛隊や日米同盟を強化することではありません。日本国憲法も日米安全保障条約も国連憲章を基礎にして、国際の平和及び安全を維持するための国連の機能を強化することを目的としています。いまの北東アジア情勢に沿って言えば、本来目指すべきは、国連の積極的介入を促進して停戦中の朝鮮戦争を終わらせ、朝鮮半島に平和構築を図ることであり、それによって日本区域における国際の平和及び安全を実現し、日米安全保障条約を終了させることです。日米安全保障条約や米国の「核の傘」に依存を続けるより、日米安全保障条約を終了させ、国連主導による北東アジアでの平和を維持するシステムをどう構築し、機能させいくかを考えたほうが、よほど効果的です。

次あげる日本国憲法前文も、自国の防衛や自衛に汲々とするのではなく、国連とともに日本国民が世界の平和構築をリードしていくという本来の道を示しています。

「われらは、平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めてゐる国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思ふ。われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から

免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。

われらは、いづれの国家も、自国のことのみに専念して他国を無視してはならないのであつて、政治道徳の法則は、普遍的なものであり、この法則に従ふことは、自国の主権を維持し、他国と対等関係に立たうとする各国の責務であると信ずる。

日本国民は、国家の名誉にかけ、全力をあげてこの崇高な理想と目的を達成することを誓ふ。」

終わっていない朝鮮戦争と東西冷戦

この日本国憲法の崇高な理想と目的を忘れさせる契機となったのが、朝鮮戦争でした。1945年日本の降伏後、朝鮮半島は北緯38度線で米ソに分割統治されることになり、東西冷戦に呼応するかのようになり、南北対立の構図が出来上がりました。1950年6月25日、突如、北朝鮮が38度線を越えて侵攻し朝鮮戦争が勃発しました。

これに対して国連安保理は、ソ連が中国の代表権問題で欠席したため米国が主導し、6月25日、北朝鮮の武力攻撃を非難し、韓国への援助を求める決議を行いました。米国は6月27日に軍事介入を決断。安保理も6月27日の決議で軍事力の行使を認め、7月7日の決議で、米国が指揮を執る多国籍軍の編成を要請しました。多国籍軍には、イギリス、タイ、トルコ、オーストラリアなど16カ国が参加し、各国の国旗とともに国際連合の旗を使用する権限が与えられました。その意味では、朝鮮戦争は国連の名の下に行われた最初の武力行使でした。ただし、この多国籍軍は、国連憲章第7章に基づく、安保理が指揮する正規の国連軍ではありません。

マッカーサーを総司令とする国連軍の介入により、戦況は一変。韓国軍を半島南東部の釜山に追い詰めていた北朝鮮は、逆に中朝国境の鴨緑江付近まで後退しました。一気に韓国・連合軍の勝利に終わるかと思われましたが、今度は中華人民共和国が人民義勇軍を派遣。以後は38度線を挟んで、一進一退の攻防が続きました。

朝鮮戦争関連年表

年	月	出来事	
1945年	8月	日本が降伏	
	9月	北緯38度線で米ソが朝鮮半島を分割占領	
1946年	3月	チャーチルが「鉄のカーテン」演説、東西冷戦の構図が鮮明に	
1947年	9月	コミンフォルム結成(共産党情報局)これにより、冷戦が始まる	
1948年	8月	李承晩(イ・スンマン)により大韓民国成立	
	9月	金日成(キム・イルソン)により朝鮮民主主義人民共和国成立	
1949年	10月	毛沢東により中華人民共和国建国	
1950年	2月	中ソ友好同盟相互援助条約締結	
	6月	朝鮮戦争勃発。北朝鮮軍が南進してソウルを占領	
	7月	7日	国連安保理が国連軍(米・英・豪等)結成を決議
		8日	マッカーサーが吉田茂首相に警察予備隊の創設等を指令
		14日	韓国が作戦指揮権を国連軍に委任
		25日	東京に朝鮮国連軍司令部設置
	8月	韓国政府が釜山まで後退	
	9月	国連軍が仁川(インチョン)上陸作戦、ソウルを奪還	
10月	国連軍が平壤を占領、中国人民義勇軍が参戦		
1951年	1月	北朝鮮軍がソウルを再占領	
	3月	国連軍がソウルを再奪還	
	9月	旧日米安保条約締結	
1953年	7月	休戦協定成立。国連軍と北朝鮮・中国軍の間で協定は成立するも、韓国は調停を拒否	
1954年	2月	日本が国連軍地位協定締結	
	7月	日本が防衛省設置法と自衛隊法を施行	

51年4月に、中国本土攻撃と核兵器の使用を提案したマッカーサーが解任。そして、53年1月のアイゼンハワー政権発足、同年3月のスターリン死去という、米ソ首脳交代を契機として、1953年7月にやっと国連軍と北朝鮮・中国軍の間で休戦協定が成

立しました。しかし、韓国の李承晩(イ・スンマン)大統領は最後まで休戦に反対し、協定にサインしなかったとのことです。

38度線を停戦ラインとして現在も続く南北朝鮮の分断が固定化された姿は、東西冷戦の縮図です。朝鮮戦争も東西冷戦もいまだに終わっていません。

押し付けられた自衛隊

朝鮮戦争と日本の関係を見てみましょう。1950年7月8日、日本に駐留していた米兵がみな朝鮮半島に出撃したため、マッカーサーは吉田茂首相に7万5千人の警察予備隊の創設と8千人の海上保安庁の増員を指令する書簡を送ります。8月10日には、警察予備隊令が公布され、13日には募集が開始されます。警察官の月給が約4000円の時代に月給約5000円、定期昇給有、衣食住付き、任期満了の2年後には6万円の退職金という好条件に、募集開始から3日間で16万6000人の応募があったそうです。

こうして、約1ヵ月のうちにポツダム政令により国会の議論もなしに自衛隊の前身である警察予備隊がつくられました。よく日本国憲法が押し付け憲法と言われますが、1945年10月11日に幣原喜重郎首相がマッカーサー最高司令官から明治憲法を自由主義化する必要がある旨の示唆を受けてから、1946年11月3日の日本国憲法の公布までに1年以上の時間がありました。その間、国務大臣松本烝治を長とする憲法問題調査委員会(松本委員会)による四原則と草案の提示とマッカーサーによる三原則と草案のやり取りがあり、まとめられた帝国憲法改正案は国会の衆議院と貴族院で議論され、修正が加えられています。また、1947年5月3日の施行後もマッカーサー書簡によると、施行後1~2年以内の国会による憲法改正の検討や国民投票を容認しており、1949年4月20日の外務委員会で吉田首相は、「政府においては、憲法改正の意思は目下のところ持っておりません。」と答弁しています。これに比べると、自衛隊の前身の警察予備隊のほうがよほど「押し付け」だということができます。

ポツダム政令による警察予備隊令は1952年に失

効。代わって保安庁令が成立し、警察予備隊が保安隊に改編されます。これによって、「警察力の不足を補う」位置づけから、独自の保安機関であることがより明確になりました。そして、朝鮮戦争の休戦後の1954年3月に日米相互防衛援助協定が結ばれ、日本は「自国の防衛力の増強」という義務を負うことになり、同年7月には自衛隊法と防衛庁設置法が成立。警察の補完組織だった保安隊が自衛隊に改編されました。国防を任務とする自衛隊になったために全隊員の6%にあたる約7,300人が宣誓を拒否して退官したそうです。

当時首相だった吉田茂が「天祐」だと語ったというように、朝鮮戦争特需は日本経済を生き返らせました。日本は朝鮮連合軍を調達拠点として支えたほか、特別掃海隊が朝鮮戦争で機雷除去にあたったという軍事協力の事実もあったようです。

日本が「レッドパージ（赤狩り）」や「逆コース」への歩みを進めたのも朝鮮戦争と同時期です。朝鮮戦争特需による経済復興の裏で、日本国憲法第19条が保障する思想・良心の自由を蹂躪する人権侵害と再軍備化が進んでいました。

もうひとつの地位協定「国連軍地位協定」

もうひとつ朝鮮戦争との関連で指摘しておきたいのは、1954年2月19日に日本が国連軍地位協定を結んでいることです。日本はこの国連軍には参加してはいませんが、設置時の司令部は東京にありました。1957年に司令部が韓国に移転した後も、後方司令部がキャンプ座間に置かれ、これは2007年に横田基地に移転しています。

現在、朝鮮国連軍は、国連軍地位協定第5条に基づき、我が国内7か所の在日米軍施設・区域（キャンプ座間、横須賀海軍施設、佐世保海軍施設、横田飛行場、嘉手納飛行場、普天間飛行場、ホワイトビーチ地区）を使用することができます。締約国は、日本、米国、オーストラリア、英国、カナダ、フランス、イタリア、トルコ、ニュージーランド、フィリピン、タイ、南アフリカの12カ国です。

2018年1月16日に北朝鮮情勢を受けて米国が朝鮮戦争当時の国連軍派遣国に呼びかけてカナダで開

催された外相会合でも日本は関係国として招待されて出席しています。日本は日米地位協定とともに国連軍地位協定という二重の地位協定を結んでいるということです。もし今、朝鮮戦争が起きてしまったら、必然的にそれに巻き込まれる要素は、安保法制による集団的自衛権容認以外にも数々あるということを認識しておく必要があります。

もし、第二次朝鮮戦争が起きた場合、どのような被害が予想されるでしょう。

クリントン政権下の1994年の統合参謀本部の試算によると、戦争が勃発すれば、開戦90日間で①5万2千人の米軍が被害を受ける。②韓国軍は49万人の死者を出す。③南北間の隣接性と大都市戦争の特殊性からして米国人8万～10万人を含む100万人の死者が出る。④戦争費用は610億ドルを超すとしています。また、米国防省の核使用時の被害試算では、ソウルに広島級（15キロトン）の核爆弾が投下されれば、62万人が死亡。米軍基地のあるソウル竜山に20キロトンの核爆弾が投下されれば、死傷者は約275万人となっています。ちなみに、北朝鮮が9月3日に実験した「水爆」の爆発規模は150～160キロトンでした。日本ももちろん射程に入っています。第二の朝鮮戦争特需を期待して戦争を煽るような言動は厳に慎まなければなりません。

安保法制と反対運動

北朝鮮に対し「圧力」をかけ続けるとしている安倍政権は、米国のトランプ大統領とともに北朝鮮を挑発しているかのように見え、危うさを感じます。安倍晋三首相は、当初から「戦後レジーム」からの脱却を唱えて政策を進めてきました。その中でも、国民を不安に陥れたのは、2015年の安保法制の強行採決でした。これに対する問題点をまとめると次のようになります。

- ① 集団的自衛権の行使容認等を内容とするこの安全保障関連法案は、日本国憲法前文及び第9条が規定する恒久平和主義に反している。
- ② 立法や政府解釈により事実上の改憲を行おうとするもので立憲主義に反している。
- ③ 国民の大多数が反対する中での強行採決は国民

主権の民主主義に反している。

- ④ 米軍及び他の外国軍隊に対する支援活動等により自衛隊が戦闘行為に巻き込まれるリスクが格段に高まる。
- ⑤ 平和国家としての日本への信頼が崩れ、国民や国土がテロ等の標的になるリスクが高まる。

この安保法制に対しては、様々な団体が反対の運動を展開しています。国際環境 NGO FoE ジャパンは、安保法制は日本が戦争加担することを可能にし、日本国内だけでなく、世界の「環境・人権・平和」に大きな悪影響を及ぼすものとして、環境 NGO 共同声明などをまとめています。東京大学名誉教授の樋口陽一氏と法政大学教授の山口二郎氏が共同代表を務める「立憲デモクラシーの会」は、2,250 余名の賛同者を集め、安保法制は実質的に憲法 9 条の改正に等しい規範内容の変更をもたらすものとして、違憲であり、廃止されるべきであるとして、シンポジウムや記者会見での抗議活動を展開しています。全労連や自治労などの労働組合や市民団体が構成される「戦争させない・9 条壊すな！総がかり行動実行委員会」は、安保法制は憲法違反として、全国統一署名や大集会の運動を繰り広げています。

「安全保障関連法に反対する学者の会」は、安保法制を①日本が攻撃を受けていなくても他国が攻撃を受けて、政府が「存立危機事態」と判断すれば武力行使を可能にし、②米軍等が行う戦争に、世界のどこへでも日本の自衛隊が出て行き、戦闘現場近くで「協力支援活動」をする、③米軍等の「武器等防護」という理由で、平時から同盟軍として自衛隊が活動し、任務遂行のための武器使用を認めるものとして、学者・研究者 14,345 人、市民 32,446 人（2018 年 1 月 5 日現在）のアピール賛同者を集め、『大学人シンポジウム』や『大学人と市民のつどい』などを開催しています。

「安保関連法に反対するママの会」は、「だれの子どもも ころさせない」を合言葉に、『ママの渋谷ジャック！』、国会前スピーチ、声明発表などの活動を展開しています。弁護士有志で構成する「安保法制違憲訴訟の会」は、原告数 7254 名（2018 年 3 月 6

日現在）を集め、安保法制による自衛隊の出動などに対する「差止訴訟」と平和的生存権と人格権侵害などに対して「国家賠償請求訴訟」を提起しています。現在、提訴済が計 21 地裁で 24 裁判。東京で 3 つ、福岡で 2 つの裁判が進行中とのことです。

このほか、学生運動の「SEALDs」の流れをくむ「未来のための公共」や、これらの団体の活動を結集して「市民プラットフォーム」として野党共闘を促し、統一候補者の推薦や支援を行う「安保法制の廃止と立憲主義の回復を求める市民連合」の動きも見られます。

安倍政権の「脱戦後」政策

安倍政権の「脱戦後」政策は「安保法制」だけではありません。第一次安倍内閣の頃から教育職員免許法の改正（教員免許更新制導入）や地方教育行政の改正（教育委員会制度の抜本改革）によって教員の人事管理の厳格化と国家による中央集権的な教育統制を図ろうとしてきました。第二次安倍内閣になってからは教育再生会議による道徳の教科化が図られました。2013 年 11 月には国家安全保障会議（日本版 NSC）の創設関連法が成立、同年 12 月には特定秘密保護法が成立します。

2014 年 4 月には、武器輸出を原則禁じた「武器輸出三原則」に代わって「防衛装備移転三原則」を閣議決定、2017 年 6 月には「組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律等の一部を改正する法律案」（共謀罪の構成要件を改め「テロ等準備罪」を創設する改正組織犯罪処罰法）が「中間報告」によって参議院法務委員会の採決なしに、衆議院本会議で自民・公明両党と日本維新の会などの賛成多数で可決、成立しました。沖縄辺野古の米軍基地供与、原発再稼働にも安倍政権の「脱戦後」政策の強行姿勢が表れています。

こうした安倍政権の一連の動きは、戦前の戦争に向かう動きや朝鮮戦争前後の「逆コース」と軌を一にするものであり、最近の森友・加計問題や日立、三菱重工の原発輸出に対する政府融資保証などの問題も加わり、国家主義的な陰湿な雰囲気と邪悪な腐敗臭が増しています。

平和をつくる環境戦略

このような戦争前夜の現状を前にして、私達は「平和をつくる環境戦略」について考えました。ここで言う「戦略」は、「戦いを略(はぶ)く」という意味で使っています。まず、循環研の基本スタンスとして次の点を確認しました。

- ① 戦争は人間と環境を破壊する。
- ② 戦争は何としても防ぎ、回避する必要がある。
- ③ 戦争で解決できる社会課題はない。
- ④ 社会課題を解決するのに必要なのは対話・協働・共創である。
- ⑤ 平和は戦争がないだけでなく、人間の安全保障がなされ、構造的暴力が解消されることである。

そして、循環研が目指している「エココミュニティ3原則」とともに、「平和環境戦略3原則」を考えたいと思っています。ひとつ目は、平和憲法を守り、活かすこと。ふたつ目は、環境負荷を減らし、再生可能な資源で暮らす技術を世界に提供すること。三つ目に、世界の人々と助け合える関係を築くことです。

エココミュニティ3原則と平和環境戦略3原則

エココミュニティ3原則	平和環境戦略3原則
①自然生態系をまもり、活かす	①平和憲法をまもり、活かす
②環境負荷を減らし、再生可能な資源で暮らす	②環境負荷を減らし、再生可能な資源で暮らす技術を世界に提供する
③内外の人々と助け合える関係を築く	③世界の人々と助け合える関係を築く

このあたりが循環研の理事会として合意できた「平和をつくる環境戦略」の骨子です。

最後に個人的な見解を加えさせていただきます。私が考える「平和をつくる環境戦略」の手順は次の通りです。

- ① 平昌、東京、北京と続く北東アジアのオリンピック・パラリンピックを契機とした国際的

対話を活かして朝鮮半島及び東アジアに平和を構築する。

- ② 再生可能エネルギー技術、環境負荷の低い食料生産技術、水浄化技術、資源回収再生技術、レジリエントなインフラ技術、防災・救助技術などを開発し、世界各国の状況に応じて提供する。
- ③ 防衛省は「平和安全省」に、自衛隊は「国際軍縮研究所」と「国際救助隊」に改組する。
- ④ 平和憲法を活かし国連と協働し、世界の国、地域の軍縮、非核化、核兵器廃絶に貢献する。

日本国憲法が求めているのは、防衛力や自衛力の強化ではありません。国連と連携した世界的な平和構築への貢献です。武力ではなく、SDGs(持続可能な開発目標)のようなツールを活用して社会環境課題を総合的に解決し、貧困や飢餓、欠乏、恐怖などの戦争原因を解消するような平和構築が理想です。

北東アジアの現状に即して言えば、平和の祭典としてのオリンピック・パラリンピックは対話の絶好の機会です。6ヵ国協議の枠組みだけでなくスイスや他の国連諸国の仲介も必要になるでしょう。日本が地位協定を結んでいる朝鮮国連軍の今後の位置づけやあり方がカギになるとも考えています。

国連の平和維持機能や集団安全保障がきちんと機能すれば、日本の自衛隊の軍備は不要と考えます。もちろん憲法9条に自衛隊を明記するような憲法改正は不要です。むしろそれは平和憲法の破綻、平和国家日本に対する信頼の失墜につながります。

最も重要な戦争に対する抑止力は、政治家の質だと考えます。そのために、選挙では戦争を防ぎ、回避してくれる政治家を選ぶこと、戦争への欲望を持っている政治家を選ばないことが大事です。そして、戦争と平和について語り合える自由と、戦争は嫌だと言える基本的人権をまもり、次代につなげていくことは、われわれ現世代の最低限の責務だと思います。

エネルギー基本計画及びエネルギー政策に関する意見・要望**循環型社会研究会**

3月12日、循環研は資源エネルギー庁のエネルギー政策に関する意見箱に本意見を提出しました。

一般のエネルギー基本計画は、今後の国際社会において日本が持続可能な発展に貢献する側にまわるか、これを阻害し、地球環境を破壊する側にまわるのかを決する重要な選択を迫るものです。福島第一原発事故や地球温暖化による相次ぐ風水害被害等を目の当たりにしてなお、原子力発電や石炭火力発電に依存を続けることは、環境や将来世代に対する構造的暴力といっても過言ではありません。今後の日本のエネルギー安全保障と経済の安定的な発展のためには、十分な自給可能性をもつ再生可能エネルギーの拡大が不可欠と考えます。こうした観点から一般のエネルギー基本計画と今後のエネルギー政策について、次のとおり要望いたします。

1. 公正なエネルギー政策検討プロセスの構築

原子力発電や石炭火力発電への依存という環境や将来世代に対する構造的暴力が継続される大きな理由は、エネルギー基本計画をはじめとしたエネルギーの基本政策が旧来の地域独占電力会社やエネルギー多消費の重厚長大産業で構成される経団連と関係の深い資源エネルギー庁総合資源エネルギー調査会において、供給側の論理で検討されているためと考えられます。

電力等のエネルギーも他の生産財や消費財と同様、需要者側の論理や外部不経済の影響を受ける側の論理を踏まえて開発・供給が行われる必要があります。環境省、気象庁を含む国土交通省、消費者庁、厚生労働省、農林水産省、財務省などの中央省庁や地方自治体、再生可能エネルギー事業者、研究者、環境 NGO・NPO など多様な検討主体によるエネルギー基本政策の検討・議論の場を設け、それらの結果を利益相反のない会議体で公正に判断し、決定するプロセスの構築を求めます。

2. エネルギー輸入支出の削減

太陽光発電や風力発電など、高価かつ価格変動の激しい輸入燃料に頼らず国内の無料の自然のエネルギーで電力を自給できる再生可能エネルギー技術の開発と普及が進んでいます。長い目で見れば発電単価などのエネルギーコ

ストはこうした再生可能エネルギーのほうが火力発電や原子力発電より低下するのは明らかです。にもかかわらず、我が国が石油・石炭・ガス・ウラン等の輸入エネルギーに依存し続けることは、国民の福祉や教育、医療等に必要な国富を、温室効果ガスや放射性廃棄物の輸入のために流出させていることに等しいと考えます。

エネルギー輸入支出額を的確に把握し、この削減を KPI（重要業績指標）として管理公表することを求めます。

3. 火力発電の順次廃止と二酸化炭素除去設備の義務付け

二酸化炭素排出量の特に多い石炭火力をはじめ、化石燃料を使用した火力発電は、気候変動対策のために 2020 年以降順次廃止し、2050 年までに全廃すること。また、2030 年以降は、CCUS（二酸化炭素回収・利用・貯留）など二酸化炭素除去設備の義務付けによって火力発電所からの温室効果ガスの排出ゼロを目指すことをエネルギー基本計画等に明記することを求めます。

4. 原子力施設の過酷事故損害賠償責任の拡大

原子力発電は過酷事故のリスクや 100 万年単位の安全管理を要する高レベルの放射性廃棄物が発生することから、今後、海外輸出を含め世界的にも推進を継続するべきではないことをエネルギー基本計画等に明記することを求めます。

また、すでに福島第一原子力発電所事故によって、過酷事故が発生した場合、その損害賠償は電力会社や国の負担をも超える額になることがわかったことから、今後、事故が発生した場合は原子力プラントメーカー等にも賠償責任を負わせるよう法制度改正を行うよう求めます。

5. すべての原子炉の廃炉計画の義務付け

拡大製造物責任やライフサイクルアセスメント（LCA）の考え方によれば、適切に廃棄物が処理・処分できないものを燃料や発電手段として使用するべきではありません。原子力発電を継続するためには、使用済み燃料や廃炉に伴う

各種放射性廃棄物をどのように適切に管理・処理・処分していくかの廃炉計画を、2025年までに新設を含めすべての原子力発電所に義務付けることを求めます。

特に使用済み燃料プールは震災等に対し脆弱な設計構造のまま放置されているのが現状であり、その耐震安全強化、最終地層処分までの乾式貯蔵等の計画が不十分です。

国は各原子力発電所の廃炉計画に対応した高レベル放射性廃棄物の地層処分の場所を2030年までに決定。できない場合は、各電力会社に地層処分場の確保を義務付け、できない電力会社の発電所は稼働を停止し、緊急避難的に使用済み燃料の乾式貯蔵等の措置を講じるよう求めます。

6. 原子力発電の順次廃止と人材の計画的なシフト

省エネルギーと再生可能エネルギーの普及が順調に進めば、2030年頃には一次エネルギー需要の30～40%を再生可能エネルギーで自給できるようになり、原子力発電に依存しない「脱原発社会」が実現可能になると考えられます。それ以降は、既存の原子力発電所の廃止を廃炉計画にしたがって順次進めるよう求めます。

原子力発電所の廃止に伴う廃炉作業や使用済み燃料の適切な管理・処理・処分は100年以上にわたり多くの新たな技術と人材を必要とすることから、原子力発電所の運営管理に関わってきた人材はそのための要員として計画的な技術教育・訓練と職務転換を図っていくよう求めます。

7. 送電空き容量の公正な情報開示と再生可能エネルギーの優先給電

現在の地域独占的で原子力・火力優先の電力系統制度が再生可能エネルギーの普及を阻害しています。送電線空き容量の公正な情報開示と再生可能エネルギーをベース電源として優先的に給電するルールと条件づくりを早急に求めます。

原子力と火力発電による電力システムのロックインは、技術と社会のイノベーション機会を奪うもので、わが国及び人類社会にとって最悪の選択です。

8. 自治体エネルギー統計の整備とエネルギー自治

再生可能エネルギー技術の開発と普及は地方公共団体等のエネルギー自治の可能性を大幅に高めました。地域の

省エネルギー、創エネルギーの活動を活性化し脱炭素社会を計画的に実現するためには、基礎自治体（市区町村）レベルのエネルギー統計の整備充実が欠かせません。電力・ガス・石油事業者等に基礎自治体単位の詳細なエネルギー生産・消費データの情報開示を義務付け、地域の低炭素化の計画的な推進に資するエネルギー統計の整備を求めます。

また、再生可能エネルギーの開発に伴い、太陽光パネルの反射光や風力発電の風車・騒音などが、既存の自然環境や居住環境に対して問題を引き起こしている例が報告されています。こうした問題が生じないように、地方公共団体（都道府県及び市区町村）が、再生可能エネルギーに適した地域と不適な地域を区分して、あらかじめゾーンニング計画を策定できるようにすることを求めます。

9. 総括原価方式と電源三法交付金制度の見直し

電気料金における総括原価主義は電力会社のコスト意識をあいまいにしてコスト負担を国民に簡単に転嫁する仕組みになっています。また、電源三法交付金は地方に原発のリスクを押し付け中央に地方を従属依存させる構造を作ってしまった負の側面が大きく、これらが新しいエネルギー政策を作っていく上での大きな阻害要因になっているように思われます。電力市場の自由化に合わせて総括原価方式と電源三法交付金制度の見直しを求めます。

10. 再生可能エネルギー100%シナリオの作成

公益財団法人世界自然保護基金ジャパン（WWF ジャパン）が「脱炭素社会に向けた長期シナリオ（2017年2月発表）」（https://www.wwf.or.jp/activities/climate/cat1277/wwf_re100/#energyscenario2017）に示しているように、現在想定できる省エネ技術・再生可能エネルギー（自然エネルギー）技術を活用することによって、国内の一次エネルギーすべてを再生可能エネルギーで自給することが可能になると考えられます。

政府として、2030年「脱原発」を実現し、2050年には一次エネルギー全体を再生可能エネルギーで供給することが望ましいですが、少なくとも全電力について再生可能エネルギーによる自給ができるようにするための各種施策の展開を行うことを求めます。

春夏秋冬

長い冬が過ぎて、山ではマンサク、庭ではサンシュユが咲き始めて、春がやって来る。「先ず咲く」が訛ってマンサクとなったと言われている。昔の人は花をいっぱいつけば、今年は豊年満作と占った。サンシュユは「庭のサンシュユの木」と唄われる民謡で知られている。秋に実る赤い実は、滋養強壮など生薬として使われた。早春を彩るのは梅の花だ。奈良時代には花見の主流は梅だった。桜や桃よりも早く開花して、長く楽しめる。花よし、香りよし、果実よしの三拍子そろったおめでたい花である。

山にマンサク、庭にサンシュユが咲き、梅が里山を彩ると、辛夷（こぶし）が白い花を付け始める。辛夷は白木蓮と間違いやすい。白木蓮よりも花は小さく可憐である。千昌夫の「北国の春」で歌われ、北国のイメージが定着しているが、全国どこでも咲く。辛夷もこの花の開花時期から農作業のタイミングを判断したり、花の向きから豊作になるか否かを占ったりした。花のつぼみの形が子供のにぎりこぶしに似ているところから、この名前になったらしい。

そして、春の木々の花と言えば桜だろう。寒緋桜、彼岸桜、河津桜などは早咲きの桜だ。早春にいち早く咲く桜を、初花と俳句の世界では言う。春本番に向かって、主役に躍り出るのはやはりソメイヨシノだ。桜前線が予報されて、日本列島は順次春爛漫となる。

毎年のように、ほぼ同じ時期に木々の花は咲き、実を付ける。しかし、よくよく観察すれば、今年の花は去年とは違う。植物は自然環境と密接な繋がりを持っているからだろう。一方、見る側もまた、その人の生活環境、健康状態、気分、感情などによって、花の印象が違って来る。満開の花に大いに感動したり、清楚な花卉に心を惹かれたり、何故か寂しげに見えたり、植物と人の繋がりも密接で、お互いに共鳴し合うのかもしれない。春はそんなことに気づかされる季節でもある。



松里の小川に一筆花筏

*松戸は昔々“まつさと”ともいわれていたらしい

文／写真：風月（M）

循環研通信では広く原稿を募集しております。

循環型社会研究会（Workers Club for Eco-harmonic Renewable Society）とは

循環型社会研究会は、10年来有志で環境問題現場でのフィールドワークを中心に活動しておりましたが、2002年7月3日に特定非営利活動法人の法人格を取得しました。

「次世代に継承すべき自然生態系と調和した循環型社会のあり方を地球的視点から考察し、地域における市民、事業者、行政の循環型社会形成に向けた取組みの研究、支援、実践およびそのための交流を行う」ことを目的として活動しています。

循環研通信/JUNKAN No.49 2018年4月発行

発行人：久米谷 弘光（循環研代表） 編集責任者：樋屋 治紀（循環研理事）

特定非営利活動法人循環型社会研究会

104-0031 東京都中央区京橋 3-3-14 京橋 AKビル 6F

Tel: 03-6262-5946 Fax: 03-5542-1062 E-Mail: junkan@nord-ise.com HP: <http://junkanken.com/>